

会 議 録

- 1 付属機関の会議の名称 令和元年度 第3回国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和2年1月16日（木）午後1時30分から午後2時50分
- 3 開催場所 妙高市役所3階 303会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員（13名 敬称略）
須山君子、清水京子、前島順子、塚田智成、永野和久、寺澤正貴、和泉伸一郎、
宮下京子、須崎朋子、堀川香奈、工藤 悟、橋爪隆之、小室 隆
 - (2) 執行機関（事務局 3名）
今井健康保険課長、西條係長、新井主査
- 5 欠席した者の氏名（2名 敬称略）
森山由美子、櫻井新樹
- 6 開 会 午後1時30分
- 7 会長挨拶
- 8 副市長より国民健康保険税率設定についての諮問
副市長より和泉会長へ国民健康保険税率についての諮問が行われた。
- 9 議事録署名委員の指名
和泉会長より前島順子委員が指名された。
- 10 議 題
 - (1) 国民健康保険税率設定についての諮問の審議
 - (2) その他
- 11 会議資料の名称
 - ・国民健康保険税率設定の諮問にかかる審議資料（資料No1）

1 2 発言の内容

(1) 国民健康保険税率設定についての諮問の審議

資料No1に基づき、事務局より説明

<質疑>

委員 後期高齢者支援金の納付金の算定はどうなるのか。県全体の額を算定した後、妙高市分の金額が示されるのか。

事務局 県が県全体の算定基礎額を算定し、所得や被保険者数の割合により各市町村の納付金額を算定している。

委員 データヘルス計画の実施等、インセンティブによる納付金からの減額等はどうなのか。

事務局 保険者努力支援制度では、データヘルス計画の実施状況のほか、特定健診等保健事業やその他の取組状況について評価され、獲得点数により交付金が交付される。評価は、県分と市町村分に分かれ、県分については納付金算定の際に県全体の保険給付費から差引かれる。市町村分については市の歳入となる。令和2年度予算では、県支出金特別交付金として1,400万円を見込んでいる。

委員 歳入の保険給付費等交付金（普通交付金）と歳出の保険給付費は同額で相殺となるが、お金の流れとしてどこから保険給付費等交付金（普通交付金）が入ってくるのか。

事務局 市では、被保険者から納付される国民健康保険税、そのほか繰入金等の歳入を財源として、県に納付金を支払う。県は、市町村からの納付金等を原資として、各市町村に保険給付費分を支払う。市に県から普通交付金として入金されたものは、県国民健康保険連合会からの請求により支払い、県国民健康保険連合会が医療機関へ支払う流れとなっている。

委員 納付金として市が7億円を支払い、保険給付費として23億円を支払ってもらっているということか。

事務局 県の国保会計には、国から前期高齢者交付金や療養給付費交付金、保険者努力支援交付金等が入ってきて、県全体の保険給付費から差引きし、各市町村の納付金を算定している。

委員 制度改正前、市が運営していた時に保険給付費が不足する場合は市の一般会計から補てんしていたと思うが、今は保険税の不足分はどのようになるのか。

事務局 制度改正後は、納付金の財源として国民健康保険税の賦課、徴収を行い、合わせて国や県から入ってくる保険基盤安定負担金等の繰入金を充てている。それでも、不足する分は繰越金や財政調整基金等の財源をあてて納付金の支払いをする。

委員 県では、将来的に保険税率を統一することだが、今後の見通しはどのようなか。

事務局 県国民健康保険連携会議や財政関係検討部会で、協議は継続して行っているがスケジュール等は決まっていない。各市町村の首長の考え方や統一に向けた課題もあるので、引き続き協議は行っていくこととなる。

質疑終了後、和泉会長が、各委員に R2 年度以降の税率について諮った。

< 審議 >

和泉会長より全委員に意見が求められ、税率については「据置き」という意見が多かった。

委員 今までの協議を総合して、被保険者の立場としては据置きか引き下げ。県の足並みをそろえるところでは多少引き上げる必要も感じる。

委員 財政調整基金もあることから据置き。

委員 見直しはやむを得ないが、できれば据置き。

委員 国は、保険が使える医薬品を薬局での市販品の購入に変更している。税率は据置き。

委員 現在の当市の保険税率が低いのはメリット。このまま、据置き。

委員 据置き。医薬品の個人の負担分が増えてくると思われる。

委員 財政調整基金がある中で、引き上げはできない。据置き。

委員 据置き。税率が他の市町村と比較して低いという認識がなかった。

委員 据置き。

委員 現段階では据置き。将来的には引き上げ。

委員 今まで国保会計で不足する部分は法定外繰入で市の税金を投入していた。被用者保険は報酬割となり、国は国保へ3,400億円の財政支援を行っている。被用者保険の加入者は保険料を払い、市町村民税を払い二重に負担している。国保の被保険者は減少して高齢化している中、医療費は伸びていて薬剤の引き下げなどを行っているが健全な運営を行っていくため、被用者保険代表として、将来を見据えた負担をお願いする。

委員 社会保障全体の問題として、中長期的に見ていくと据置きか引き上げ。

委員 長期的にみれば、引き上げの必要があるが、据置きで運営できるのであれば、今回は据置き。

意見集約後、和泉会長より、税率は据置きとする意見が多数であり、この意見をもとに答申案をまとめ、文書協議にて答申案の最終調整を行うことが提案され、異議はなかった。

1.3 その他

(1) 今後の予定について

- ・文書協議後、和泉会長より市長へ答申を行う。
- ・2月上旬に予定していた第4回運協については文書協議となったため開催しない。

1.4 閉会 午後2時50分

上記に相違ないことを確認する。

令和 年 月 日

妙高市国民健康保険運営協議会

会 長

令和 年 月 日

会議録署名委員

令和元年度 第3回国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和2年1月16日（木）午後1時30分

場 所：妙高市役所 3階 303会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 国民健康保険税率設定についての諮問

4. 議事録署名委員の指名

5. 議 事

(1) 国民健康保険税率改定についての諮問の審議（資料No.1）

(2) その他

6. そ の 他

7. 閉 会

令和元年度 第3回

国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和2年1月16日（木）午後1時30分

場 所：妙高市役所 303会議室

妙高市国民健康保険

国民健康保険税率設定の諮問にかかる審議資料

1 国保特別会計について

平成 30 年度からの制度改革により、県単位化となり「新潟県国民健康保険運営方針」に基づき、県や県内市町村と連携し、事務の効率化や標準化について引き続き協議を行いながら事業運営を行っている。

広域化により、県が県全体の保険給付費等を推計し、納付金総額を算出した上で、各市町村が納める納付金を、被保険者の所得水準及び被保険者数等に応じて算定している。

納付金の財源となる保険料（税）率の決定は、各市町村が行い、県は、市町村が保険料（税）率を決定する際に参考とする保険料算定方式や収納率等の標準を定め、市町村標準保険料率を算定している。

特に、県の国民健康保険運営方針では「保険料水準のあり方については、将来的な統一を視野に継続して議論を行う。」としている。

(1) 国保会計収支見込み（資料 1-1）

- ・平成 30 年度については決算額、令和元年度については年度途中のため、現時点での決算見込額

(2) 国保事業費納付金について（資料 1-2）

- ・令和 2 年度県提示額 703,158 千円
- ・ " 1 人当たり納付金額 104,824 円

(3) 標準保険料率（資料 1-3）

- ・県が示した令和 2 年度国保事業費納付金を、加入被保険者数等で按分して賄える保険税率を設定した場合

○妙高市標準保険料率（市町村の算定方式に基づくもの）

区分	応能割		応益割	
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	
医療分	8.67	14,208	17,941	
後期高齢者支援金分	3.64	5,838	7,372	
介護納付金分	3.34	11,405	-	
合計		31,451	25,313	

【算出条件】 保険税の徴収率 92%として算定

(4) 妙高市現行保険税率

区分	応能割	応益割	
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	7.32	11,300	14,100
後期高齢者支援金分	3.24	5,000	6,200
介護納付金分	2.23	7,800	-
合計		24,100	20,300

〇1人当たり・1世帯当たり保険税額（7・5・2法定軽減前）

項目	1人当たり	1世帯当たり
令和元年度保険税額	85,318円	129,144円
令和2年度県算定額保険税額	91,517円	149,549円
差額	6,199円	20,405円

2 税率の設定について

(1) 賦課割合について

先回の税率の改定では、低所得者に対する市独自減免制度を廃止し、独自減免の対象となっていた世帯の税額が改定前よりも下がるよう、賦課割合（応能割・応益割）を変更し、応能割：応益割を61：39と設定。

※賦課割合は、負担能力に応じた平等な負担割合である50:50が標準とされている。

(参考) 賦課割合(応能割・応益割の割合)について

需要額 … 給付費等(国保事業費納付金)のうち、補助金等を控除した税按分計算の基礎額

応能割 … 需要額のうち、所得割で賦課した額の占める割合

応益割 … 需要額のうち、均等割(被保険者1名ごと)、平等割(世帯ごと)の合計額の占める割合

(2) 留保財源について

令和元年度末の国保特会決算見込みでは、251,000千円程度の繰越金が見込まれる(12月末現在)。

(3) 財政調整基金について

平成30年度に70,000千円を積立し、現在基金残高は70,800千円。

(4) 保険税率見直しにあたって

	メリット	デメリット
引上げ	国保会計の財政運営が安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の負担の増大 ・ 財政調整基金があるなかで理解が得にくい
据置き	被保険者の負担の軽減継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来の賦課割合の負担水準との差額が縮小しない
引下げ	被保険者の負担の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支不足となる可能性 ・ 本来の賦課割合の負担水準との差額が拡大する

(5) 繰越金の推移

(単位：千円)

	収支見込み	翌年度繰越金
H27 年度	-	281,028
H28 年度	-	315,896
H29 年度	351,854	483,401
H30 年度	173,580	326,938
R 元年度	580	(見込) 251,171
R2 年度	161,298	-
R3 年度	71,425	-

3 今後のスケジュールについて

- 1月16日 ○国保運営協議会
 - ・ 副市長より国民健康保険運営協議会会長へ諮問
 - ・ 答申の方向性について協議
- 2月上旬 ○国保運営協議会
 - ・ 答申について協議
- 国民健康保険運営協議会会長から市長へ答申

国民健康保険特別会計の収支見通し

【資料1-1】

1/7現在見込(単位:千円)

区分		①H30年度	②R元年度(見込み)	R2年度	R3年度	R元年度説明
歳入	1 国民健康保険税	490,140	490,049	487,667	487,667	現年度分調定×96%、滞納繰越分調定×14%で計算
	2 使用料及び手数料	216	230	300	300	
	3 療養給付費等交付金	4,828	0	0	0	県へ移行
	4 県支出金	2,324,039	2,258,776	2,346,454	2,346,454	
	保険給付費等交付金(普通交付金)	2,283,350	2,225,466	2,312,881	2,312,881	保険給付費と同額(相殺)
	" (特別交付金)	40,689	33,310	33,573	33,573	保健事業、特定健診、保険者努力支援、県繰入金
	5 財産収入	0	18	18	18	
	6 繰入金	187,991	200,439	197,965	197,965	法定分のみ
	保険基盤安定繰入金	113,754	115,146	115,146	115,146	
	その他	74,237	85,293	82,819	82,819	
	7 繰越金	483,401	326,938	251,171	161,298	
	8 諸収入	5,322	6,283	6,526	6,526	健診自己負担金、延滞金、第三者、返納金
歳入合計	3,495,937	3,282,733	3,290,101	3,200,228		
歳出	1 総務費	38,552	52,270	44,016	44,016	給与、一般管理費ほか見込額
	2 保険給付費	2,281,240	2,235,410	2,323,778	2,323,778	
	保険給付費(出産費・葬祭費等以外)	2,273,110	2,225,466	2,312,881	2,312,881	県交付金と同額(相殺)
	保険給付費(出産費・葬祭費等)	8,130	9,944	10,897	10,897	出産育児一時金7144、葬祭費2800
	3 国保事業費納付金	666,645	684,438	703,158	703,158	
	4 保健事業費	40,042	44,878	43,969	43,969	
	5 基金積立金	70,000	18	18	18	
	6 公債費	0	0	0	0	
7 諸支出金	72,520	14,548	13,864	13,864	保険給付費等交付金精算返納金、過年度還付金等	
12 予備費	0	0	0	0		
歳出合計	3,168,999	3,031,562	3,128,803	3,128,803		
収支	326,938	251,171	161,298	71,425		

国民健康保険事業費納付金(市町村が県に支払う納付金額: 県算定)の推移

【資料1-2】
(単位: 円、人)

	納付金額(激変緩和前)	激変緩和措置額	納付金額 C(A-B)	算定金額の前年比較		被保険者数 (県推計) D	一人当り 納付金額 C/D	一人当り納付金額の前年比較		
				差額	増減率			差額	増減率	
	A	B	C(A-B)			D	C/D			
H30年度	医療分	440,978,840	0	440,978,840			6,855	64,330		
	後期高齢者支援金分	171,060,682	0	171,060,682			6,855	24,954		
	介護納付金分	47,077,332	0	47,077,332			2,029	23,202		
	合計	659,116,854	0	659,116,854			6,855	96,151		
R元年度	医療分	510,403,364	53,501,236	456,902,128	15,923,288	3.6%	6,691	68,286	3,957	6.2%
	後期高齢者支援金分	178,887,054	0	178,887,054	7,826,372	4.6%	6,691	26,735	1,781	7.1%
	介護納付金分	46,897,789	0	46,897,789	△ 179,543	-0.4%	1,801	26,040	2,838	12.2%
	合計	736,188,207	53,501,236	682,686,971	23,570,117	3.6%	6,691	102,031	5,879	6.1%
R2年度 (本算定)	医療分	510,908,871	44,661,864	466,247,007	9,344,879	2.0%	6,708	69,506	1,220	1.8%
	後期高齢者支援金分	180,869,619	0	180,869,619	1,982,565	1.1%	6,708	26,963	228	0.9%
	介護納付金分	59,334,458	3,293,628	56,040,830	9,143,041	19.5%	1,905	29,418	3,378	13.0%
	合計	751,112,948	47,955,492	703,157,456	20,470,485	3.0%	6,708	104,824	2,793	2.7%

※1 算定金額は、一般被保険者分

国民健康保険納付金にかかる標準保険料率(県が算定した提示額)等の推移

【資料1-3】

	保険料総額 (円)	調整後保険 料総額 (徴収率96%)	対前年比 (B差額)	対前年 比 (割合)	妙高市保険税率			標準保険料率(県提示)			標準保険料率対前年比			対標準保険料率との比較			
					所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割(ポイント)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(ポイント)	均等割(円)	平等割(円)	
	A	B															
H30年度	医療分	358,990,741	373,948,689			7.32	11,300	14,100	6.46	17,077	18,595				0.86	△ 5,777	△ 4,495
	後期高齢者支援金分	150,535,025	156,807,318			3.24	5,000	6,200	2.72	7,161	7,797				0.52	△ 2,161	△ 1,597
	介護納付金分	39,507,344	41,153,483			2.23	7,800	-	1.90	10,582	-				0.33	△ 2,782	-
	合計	549,033,110	571,909,490				24,100	20,300		34,820	26,392					△ 10,720	△ 6,092
R元年度	医療分	332,093,094	345,930,306	△ 28,018,382	-7.5%	7.32	11,300	14,100	7.40	11,869	15,081	0.94	△ 5,208	△ 3,514	△ 0.08	△ 569	△ 981
	後期高齢者支援金分	163,183,332	169,982,638	13,175,320	8.4%	3.24	5,000	6,200	3.70	5,832	7,411	0.98	△ 1,329	△ 386	△ 0.46	△ 832	△ 1,211
	介護納付金分	42,040,604	43,792,296	2,638,813	6.4%	2.23	7,800	-	2.65	9,895	-	0.75	△ 687	-	△ 0.42	△ 2,095	-
	合計	537,317,030	559,705,240	△ 12,204,250	-2.1%		24,100	20,300		27,596	22,492		△ 7,224	△ 3,900		△ 3,496	△ 2,192
R2年度 (本算定)	医療分	398,556,590	415,163,115	69,232,808	20.0%	7.32	11,300	14,100	8.67	14,208	17,941	1.27	2,339	2,860	△ 1.35	△ 2,908	△ 3,841
	後期高齢者支援金分	163,778,956	170,603,079	620,442	0.4%	3.24	5,000	6,200	3.64	5,838	7,372	△ 0.06	6	△ 39	△ 0.40	△ 838	△ 1,172
	介護納付金分	51,566,480	53,715,083	9,922,788	22.7%	2.23	7,800	-	3.34	11,405	-	0.69	1,510	-	△ 1.11	△ 3,605	-
	合計	613,902,026	639,481,277	79,776,038	14.3%		24,100	20,300		31,451	25,313		3,855	2,821		△ 7,351	△ 5,013